

計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程 第8版
改正要旨

平成25年5月21日
認定センター計量認定課

1. 改正要旨

石油用流量計の校正ための常用参照標準は、これまで「石油用流量計」に限定されていたが、登録申請希望者から「質量の標準」、「時間の標準」及び「密度の標準」の組み立てによる校正事業も登録の対象としてほしい旨の要望があり、認定センターに設置している JCSS 等技術委員会流量分科会で審議したところ、これら標準の組み立てによる校正事業についても登録の対象に加えることが了承された。また、同分科会において「質量の標準」及び「時間の標準」の校正周期についてはそれぞれ3年及び5年とすることが適切であるとされた。このため、当該規程を改正しこれら常用参照標準の校正周期をそれぞれ3年及び5年と定める。

2. 主な改正内容

- (1) 別表第3中、「流量・流速」の「計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質」の「水用流量計校正用の分銅、おもり及び質量計」を「液体流量計校正用の分銅、おもり及び質量計」に変更する。
- (2) 別表第3中、「流量・流速」の「計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質」の「水用流量計校正用の周波数標準器、周波数発生器及び周波数測定器」を「液体流量計校正用の周波数標準器、周波数発生器及び周波数測定器」に変更する。

以上